刈谷市

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度

ご利用の手引き



目次

１　宣誓をすることができる方　・・・・・・・・・・・・・・・１

２　宣誓の流れ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

３　宣誓に必要な書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

４　受領証等の変更・再交付・返還　・・・・・・・・・・・・６

５　子どもに関する記載の削除　・・・・・・・・・・・・・・８

６　自治体間連携　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

７　よくある質問　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９

刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した、双方又は一方が性的少数者（性自認が戸籍上の性別と異なる者及び性的指向が異性のみでない者をいう。）である2人が宣誓し、市が受領証等を交付する制度です。

パートナーシップにある2人の双方又は一方と同居し、かつ生計を同一にする子ども（実子又は養子）がおり、その子どもを含めて家族であると約束したときは、子どもを含めた関係を宣誓することができます。

なお、この制度による法律上の効力（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）は生じません。

Ⅰ　宣誓をすることができる方

宣誓をするには、双方又は一方が性的少数者である２人が、次の要件をすべて満たしている必要があります。

・成年に達していること

満 18 歳以上であること。

・刈谷市に住所を有していること

ただし、一方が刈谷市に住所を有しており、もう一方が３か月以内に市内に転入を予定している場合を含みます。

・現に婚姻をしていないこと及び双方以外の者とパートナーシップにないこと

事実婚の方は宣誓することができません。

・宣誓をしようとする者同士が近親者でないこと

民法（明治 29 年法律第 89 条）第 734 条から第 736 条に規定する婚姻をすることができない関係にある方は宣誓することができません。※

ただし、宣誓をしようとする者同士が養子縁組をしている又は養子縁組をしていた場合は宣誓をすることができます。

上記に加え、パートナーシップにある２人の双方又は一方と**同居し、かつ生計を同一にする子ども（実子又は養子）**がおり、その子どもを含めて家族であると約束したときは、子どもを含めた関係を宣誓することができます。

※宣誓をすることができない関係の人（近親者）

■直系血族・・・祖父母、父母、子、孫等

■三親等内の傍系血族・・・兄弟姉妹、叔父叔母、伯父伯母、甥姪

■直系姻族・・・子の配偶者、配偶者の父母・祖父母等

２　宣誓の流れ

（１）宣誓日の予約【事前】

・宣誓希望日の原則１週間前までに、メール又は電話で事前予約をしてください。

・市役所開庁日３日以内に刈谷市から宣誓日時・場所・必要書類等を連絡します。

【予約連絡先】

メール：kyodo@city.kariya.lg.jp

電　話：0566-95-0002（市民活動部市民協働課）

※平日午前９時～午後３時３０分（祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

＜予約では、次のことをお伝えください＞

①宣誓希望日・時間帯（第３希望まで）

※平日午前９時～午後３時３０分（祝日及び１２月２９日～１月３日を除く。）

②宣誓する２人の氏名・ふりがな・生年月日・住所

※通称名で宣誓する場合は通称名をお申し出ください。

③代表者の日中に連絡がとれる電話番号

④個室対応の希望の有無

⑤子どもの氏名・ふりがな・生年月日・住所（子どもを含めた関係を宣誓する場合）

★外国籍で通訳が必要な方はお申し出ください。

（２）パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓【当日】

・予約の日時に必要書類（→４ページ）をお持ちのうえ、必ず宣誓をする２人でそろってお越しください。

※子どもを含めた関係を宣誓する場合において、子どもの同席は必要ありません。（子どもが満１５歳以上の場合は同意書が必要です。）

・市職員の面前で「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書」に自署して提出してください。(事前に記入した宣誓書を提出することはできません。)

※宣誓する双方又は一方が自ら宣誓書に記入できない場合は、２人の立会いのもとで他の人に代筆してもらうことができます。

・市職員が、必要書類の確認と本人確認を行います。

※書類に不備等がある場合は、宣誓書受領日を延期することがあります。

（３）受領証・受領証明カードの交付【約１週間後】

・「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証」（A4 サイズ）を１部、「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証明カード」（名刺サイズ）を２部交付します。

※子どもを含めた関係を宣誓したときは、希望に応じて子どもの分の受領証明カードを交付します。

・宣誓から交付まで１週間程度かかります。交付の準備ができ次第ご連絡しますので、本人確認書類をお持ちのうえ、市民協働課までお越しください。

※お越しいただくことが難しい場合は、簡易書留で郵送しますので、必要分の切手を貼り付けた封筒（定形外規格内）をご用意ください。

３　宣誓に必要な書類

（１）住民票の写し又は住民票記載事項証明書

・３か月以内に発行されたものに限ります。

・マイナンバー（個人番号）を省略したものを１人１通提出してください。

※宣誓する２人が同一世帯の場合は、２人分の情報が記載されたものを１通。

（２）配偶者がいないことを証明する書類

・３か月以内に発行されたものに限ります。

・戸籍抄本(戸籍個人事項証明書)又は独身証明書を１人１通提出してください。

・外国籍の人は、大使館等の公的機関が発行している婚姻要件具備証明等の配偶者がいないことを確認できる書類（３か月以内に発行されたもの）に日本語訳を添付して提出してください。

（３）本人確認書類（いずれも有効期限内のもの）

・顔写真付きのものは１点、顔写真無しのものは２点提示してください。

■１点の提示が必要となるもの

マイナンバーカード・運転免許証等の官公署が発行した顔写真付き証明書等

■２点の提示が必要となるもの

健康保険証・年金手帳等の本人確認ができる証明書等

＜子どもを含めた関係の宣誓をする場合は、以下の書類も必要です。＞

（４）子どもとの関係及び同居していることを確認できる書類

・３か月以内に発行されたものに限ります。

・住民票の写し（マイナンバーを省略したもの）等を提出してください。

・（１）（２）の書類で確認できる場合は省略することができます。

（５）同意書【様式第２号】（満１５歳以上の子どものみ）

・本人の自署が必要です。

※本人が記入できない事情がある場合は、代筆してもらうことができます。

※上記以外に市長が必要と認める書類の提出又は提示を求めることがあります。

＜**通称名の使用を希望する場合**＞

通称名の使用を希望する場合は、通称名を日常的に使用していることが分かるもの（社員証や病院の診察券等）を２種類提示してください。

＜**転入予定者の人**＞

転入を予定している人としてパートナーシップ･ファミリーシップの宣誓をし、受領証等の交付を受けた人は、本市への転入後、宣誓日から３か月以内に「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」に住民票の写しを添えて提出してください。

４　受領証等の変更・再交付・返還

受領証等の記載事項の変更・再交付・返還は、希望日時を事前に連絡のうえ、市民協働課で手続きしてください。いずれの場合も本人確認書類の提示が必要です。

受領証等の再交付(記載事項変更による交付を含む。)には１週間程度かかります。交付の準備ができ次第ご連絡しますので、本人確認書類をお持ちのうえ、市民協働課までお越しください。お越しいただくことが難しい場合は、簡易書留で郵送しますので、必要分の切手を貼り付けた封筒（定形外規格内）をご用意ください。

（１）宣誓事項の変更

次のような変更があった場合は、変更内容を証明する書類（３か月以内に発行されたもの）と受領証等を添えて、「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓事項変更届」を提出してください。

・住所の変更があったとき
・氏名に変更があったとき
・子どもを追加するとき
・受領証等に記載された子どもが対象でなくなったとき　　など

（２）受領証等の再交付

受領証等の紛失、破損、汚損等により再交付を希望する場合は、受領証等を添えて（紛失等により添付できない場合を除く)、「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等再交付申請書」を提出してください。

※紛失等のため受領証等を添付することなく再交付を受けた方は、再交付後に受領証等を発見した場合は、すみやかに返還してください。

（３）受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合は、受領証等を添えて（紛失等により添付できない場合を除く)、「刈谷市パートナーシップ･ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出してください。

・パートナーシップを解消したとき

・宣誓者の双方又は一方が本市から転出したとき

※刈谷市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携をしている自治体に転出する場合は、刈谷市への返還手続きを省略することができます(→9ページ)。

・共に宣誓した者が死亡したとき

・婚姻したとき（事実婚を含む）

・宣誓者の双方又は一方が受領証等の返還を希望するとき

＜**宣誓が無効になるとき**＞

次のいずれかに該当する場合には、宣誓を無効とします。

・宣誓書の内容に虚偽があったとき

・交付を受けた受領証等を不正に使用したことが判明したとき

・転入予定の場合、３か月以内に市内への転入を証明する書類を提出しないとき

返還された場合や無効となった場合には、刈谷市ホームページ上で、交付番号を公表します。

５　子どもに関する記載の削除

満１５歳以上の子どもは、受領証等から自らに関する記載の削除を希望する場合は、「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等の記載に関する申立書」を提出することができます。ご自身の本人確認書類をお持ちのうえ、市民協働課で手続きしてください。

申立書の提出があったときは、子どもの記載を削除した受領証等を宣誓者に交付します。なお、交付後は削除前の受領証等は無効となります。

６　自治体間連携

刈谷市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携をしている自治体間で転出入する場合、手続きを一部省略することができます。

連携自治体は、刈谷市ホームページからご確認ください。

（１）刈谷市から転出するとき

転出先の連携自治体でパートナーシップ・ファミリーシップ関係の継続手続きをする場合、刈谷市への「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証等返還届」の提出及び受領証等の返還手続きは不要です。刈谷市が交付した受領証等は、連携自治体へご提出ください。

※転出先の連携自治体の制度要件によっては、継続ができない場合がありますので、転出先の連携自治体の要件をご確認ください。

（２）刈谷市へ転入するとき

刈谷市に「刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓継続申告書」を提出してください。手続きの流れ（→２ページ）及び必要書類（→４ページ）は宣誓手続きと同様です。ただし、予約の際は継続申告書の提出であることをお伝えいただき、必要書類のうち、配偶者がいないことを証明する書類に代えて、転入前の連携自治体が交付した受領証等をご提出ください。

７　よくある質問

Q1　なぜ制度を導入するのですか。

Ａ１　本制度は、互いを人生のパートナーとして歩む、双方又は一方が性的少数者である２人とそのお子さんの生活上の不便の軽減など、誰もが暮らしやすい環境につなげるために導入するものです。刈谷市は、この制度の導入を一つのきっかけとして、多様な性への理解が深まり、誰もが自分らしく活躍することのできる社会になることが大切であると考えています。

Q2　パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は結婚とどう違うのですか。

A2　婚姻は民法に定められる法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。一方、刈谷市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度は、法律上の効力はありません。また、宣誓をすることにより、戸籍に記載されることもありません。

Q３　宣誓に費用はかかりますか。

Ａ３　宣誓や受領証等の交付は無料です。ただし、戸籍抄本等の宣誓に必要な書類の交付手数料は自己負担となります。

Q４　受領証等の交付を受けることでどんなメリットがありますか。

Ａ４　法律上の効力はありませんが、受領証等を提示することで事業者が婚姻関係と同様にあるものとみなし、制度やサービスを受けられることがあります。

Q５　なぜ事前に予約が必要なのですか。

Ａ５　スムーズに宣誓を受理するため、また個室対応の希望の有無を確認するため、事前予約をお願いしています。

Q６　宣誓は同性のパートナーとしかできませんか。

Ａ６　同性のパートナーに限定した制度ではありません。要件を満たしていれば、性的少数者の人は宣誓できます。

Q７　刈谷市在住でないと宣誓をすることができませんか。

Ａ７　２人とも刈谷市に住んでいるか、一方が刈谷市に住んでいて、もう一方が３か月以内に転入予定の場合は宣誓することができます。ただし、転入後３か月以内に住民票等を提出していただきます。提出されなかった場合は宣誓が無効となります。

Q８　同居していないと宣誓できませんか。

Ａ８　必ずしも同居している必要はありませんが、お互いを人生のパートナーとして日常生活において継続的に相互に協力し合うことを約束した関係であることが必要です。

Q９　郵送やメールでも宣誓書を提出できますか。

Ａ９　郵送やメールでは提出できません。本人確認と２人の意思を確認させていただくため、必ず宣誓する２人でお越しください。

Q１０　代理人による宣誓はできますか。

Ａ１０　代理人による宣誓はできません。本人確認と２人の意思を確認させていただくため、必ず宣誓する２人でお越しください。

Q１１　外国籍でも宣誓はできますか。

Ｑ１１　独身証明書の代わりに「婚姻要件具備証明書」など独身であることを証する書類とその日本語訳が必要です。なお、宣誓しても在留資格や在留期間は変わりません。

Q１２　養子縁組をしていると宣誓することができませんか。

Ａ１２　性的少数者には、民法に定める婚姻ができないことを理由とした養子縁組をする人がいる状況を考慮し、宣誓者同士が養子縁組の関係にある場合でも宣誓することができます。

Q１３　受領証等に有効期限はありますか。

Ａ１３　刈谷市として宣誓書を受理した事実を証明するものであり、また、法的効力を有するものではないので、受領証等自体に有効期限はありません。

Q１４　氏名や住所を変更したときはどうしたらいいですか。

Ａ１４　宣誓事項に変更があった場合は、変更届の提出が必要です。受領証等に記載されている事項に変更がある場合は再交付をしますので、事前連絡のうえ、変更前の受領証等をお持ちください。

Q１５　市外に転出をする場合は受領証等を返還する必要はありますか。

Ａ１５　一方でも市外に転出する場合は、返還届に受領証等を添えて提出してください。ただし、刈谷市とパートナーシップ・ファミリーシップ制度に係る連携をしている自治体に転出する場合は、刈谷市への返還手続きを省略することができます。

Q１６　パートナーが亡くなった場合は受領証等を返還する必要はありますか。

Ａ１６　返還届に受領証等を添えて提出してください。

Q１７　結婚した場合は受領証等を返還する必要はありますか。

Ａ１７　届け出たパートナーと別の人との結婚はもちろんですが、届け出たパートナーとの結婚の場合であっても宣誓できる人の要件に該当しないため、返還届に受領証等を添えて提出してください。

刈谷市役所市民活動部市民協働課
〒448-8501
愛知県刈谷市東陽町1丁目1番地
TEL（0566）95−0002　e-mail　kyodo@city.kariya.lg.jp